

# 各種相談窓口

## 配偶者等からの暴力に関する相談窓口

- 始良市配偶者暴力相談支援センター  
☎ 0995(66)3182 (相談専用ダイヤル) 受付時間 / 平日 9:00～16:00
- 配偶者暴力相談支援センター(鹿児島県)
  - 県女性相談センター  
☎ 099(222)1467 受付時間/月～水、金曜日 8:30～17:00 木曜日 8:30～20:00 日曜日 9:00～15:00
  - 県男女共同参画センター相談室  
☎ 099(221)6630 099(221)6631 受付時間/火曜日(休館日翌日) 9:00～20:00 水～日曜・祝日 9:00～17:00
  - 県始良・伊佐地域振興局地域保健福祉課  
☎ 0995(44)7965 受付時間/平日8:30～17:00
- 女性の性犯罪被害などに関する相談
  - 性暴力被害者サポートネットワークかごしま「FLOWER(フラワー)」  
☎ 099(239)8787 (はなはな) 受付時間/火～土曜日(祝日除く) 10:00～16:00
  - 性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートさん)」始良市から利用した場合は、下記の窓口につながります。  
鹿児島県警察「性犯罪被害110番」 ☎ 099-206-7867 受付時間/平日8:30～17:00

## 始良市役所こころの健康相談窓口 ※各窓口の直通電話ではありませんので、相談窓口の係名をお伝えください。

相談内容	窓口	電話	相談日時	
体とこころの健康に関すること 母と子の健康に関すること	健康増進課 成人保健係 母子保健係 健康推進係	0995-66-3293	平日8:30～17:15	
悩みごとの相談	男女共同参画課 市民相談係	0995-66-3165		
高齢者の介護・福祉・保健・虐待 成年後見人に関すること	長寿障害福祉課 地域包括支援係	0995-64-5537		
生活保護に関すること	社会福祉課 保護第一・第二係	0995-66-3355		
児童家庭相談に関すること	子ども政策課 児童福祉係	0995-66-3237		
障害に関すること	長寿障害福祉課 障害者福祉係	0995-66-3251		
介護保険に関すること	長寿障害福祉課 介護保険係			
高齢者福祉に関すること	長寿障害福祉課 長寿福祉係	0995-66-3163		
女性相談(結婚・離婚・家庭・DV 生き方など)	男女共同参画課 男女共同参画係			
交通安全・交通事故に関すること 防犯対策や犯罪被害者支援等に関すること	男女共同参画課 生活安全係	0995-62-2111 加治木総合支所代表		
いじめや不登校、その他学校生活に関すること	学校教育課教育指導係 (加治木総合支所)			
子育て・健康についての相談	あいら親子つどいの広場 (始良公民館)	0995-73-5333		9:30～16:30

## その他相談窓口

- 労働についてのこと ● 鹿児島労働局総合労働相談コーナー ☎ 099-223-8239 受付時間/平日8:30～17:15
- 子どもからの悩みに関すること ● チャイルドライン(18歳まで) ☎ 0120-99-7777 受付時間/毎日(年末年始除く) 16:00～21:00
- 生きる力を失いかける悩みや不安 ● 鹿児島いのちの電話 ☎ 099-250-7000 受付時間/24 時間対応

一人一人が大切にされ  
誰もが安心して暮らすことができる  
多様性に富んだ活力ある社会へ

## 第2次始良市男女共同参画基本計画 第2次始良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

概要版



始良市

# 第2次始良市男女共同参画基本計画の概要

計画期間/2019年度から2023年度までの5年間

## 男女共同参画社会とは

性別にかかわらず一人一人の人権が尊重され、男女が、あらゆる分野に共同参画し、喜びと責任を分かち合う「(男女の)事実上の平等」が実現する社会のことです。

○男女共同参画社会の実現に向けた取組は、国際的協調を踏まえ、男女共同参画社会基本法—始良市男女共同参画推進条例に基づき行っています。

## 基本理念

### 第2次始良市男女共同参画基本計画の6つの基本理念

○この計画は「始良市男女共同参画推進条例」の基本理念(第3条第1項～第6項)の規定に基づき策定されました。

- 男女の人権の尊重
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 性と生殖に関する健康・権利の尊重
- 施策・方針の立案及び決定への共同参画
- 国際的協調

## 基本目標

### 第2次始良市男女共同参画基本計画によりめざす始良市の姿

- 一人一人の人権が尊重され誰もが安心して暮らすことができる始良市
- 一人一人の人権が尊重され「個人の能力」が発揮されることによる多様性に富んだ活力ある始良市

私たちがめざす「職場」「家庭」「地域」の姿  
一人一人を大切にす 一人一人が大切にされる

#### 職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性と、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人の能力が十分に発揮

#### 家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの深化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや介護に参加

#### 地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化
- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

## 施策の内容

重点的に取り組むこと 1

固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しにつながる男女共同参画意識の醸成に向けたあらゆる場における教育・学習の推進

重点的に取り組むこと 2

男女ともに「個人の能力発揮」が可能であり、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備  
【始良市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画 I】

重点的に取り組むこと 3

政策・方針決定過程への女性の参画拡大  
【始良市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画 II】

重点的に取り組むこと 4

男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶

重点的に取り組むこと 5

「男女の人権の尊重」を踏まえる健康支援

重点的に取り組むこと 6

生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせる環境の整備

重点的に取り組むこと 7

男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

重点的に取り組むこと 2、3を女性活躍推進法に基づく「始良市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」として、施策を一体的に策定しています。

## 一人一人が主体的に、協力して取り組みましょう

第2次始良市男女共同参画基本計画は、あらゆる分野での主体的な取組を諸施策により支援します。

#### 家庭では

性別にかかわらず、すべての人が生活者として家事、育児、介護等を担う主体であるという意識を高めましょう。

日常生活のなかにある固定的性別役割分担意識や社会通念上の男性像、女性像にとらわれた慣習・しきたりを見直しましょう。

#### 教育現場では

児童・生徒が自らが人権の主体として、固定的性別役割分担意識にとらわれず、自らの進路や職業を主体的に選択できる能力・態度を身につけることができるよう、発達段階に応じたキャリア教育の充実を図りましょう。

#### 職場では

募集・採用・配置・昇進等の雇用ステージにおける性別を理由とした差別や、妊娠・出産・育児、介護休業などを理由とした不利益な取り扱いがないよう、法令を守りましょう。

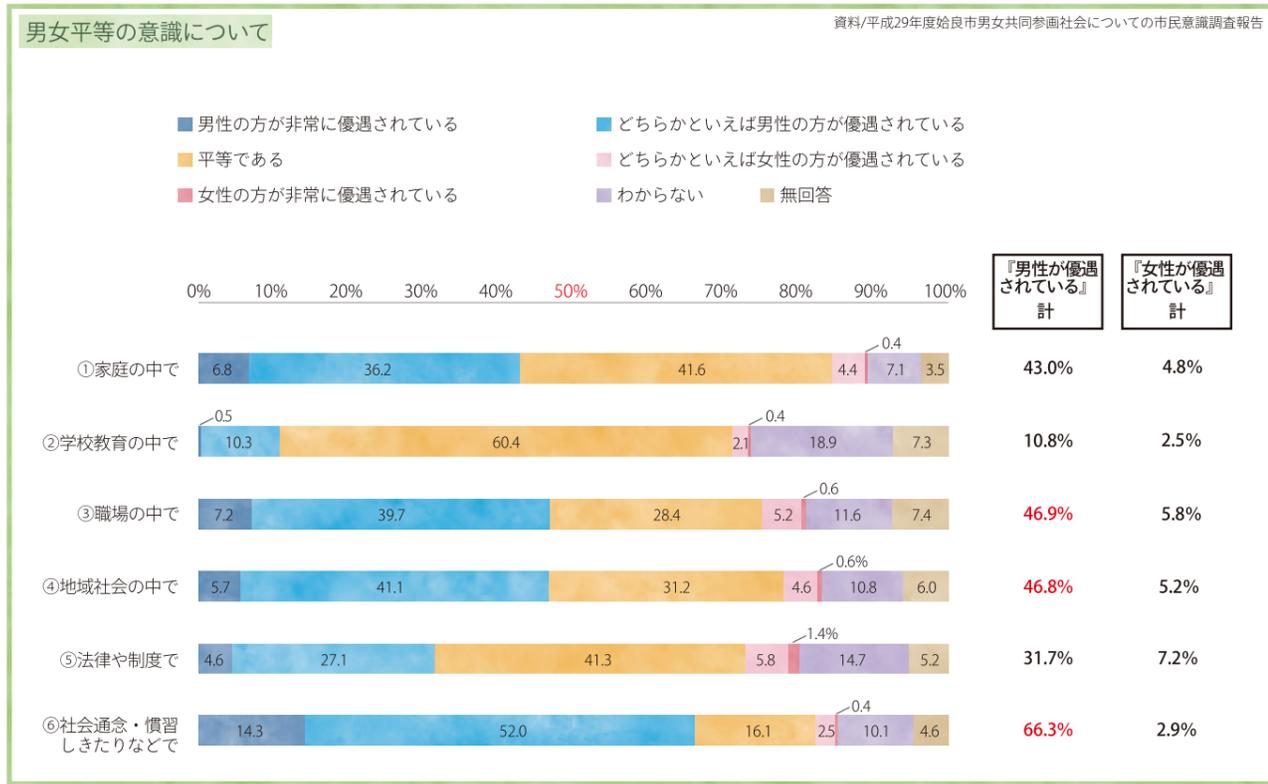
長時間労働の常態化等につながる固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行を見直しましょう。

#### 地域では

地域の活動において、固定的性別役割分担意識に基づく慣習、しきたりを見直し、多様な人々による住民参加を進めましょう。自治会・校区コミュニティ協議会における方針決定への女性の参画拡大に取り組ましましょう。

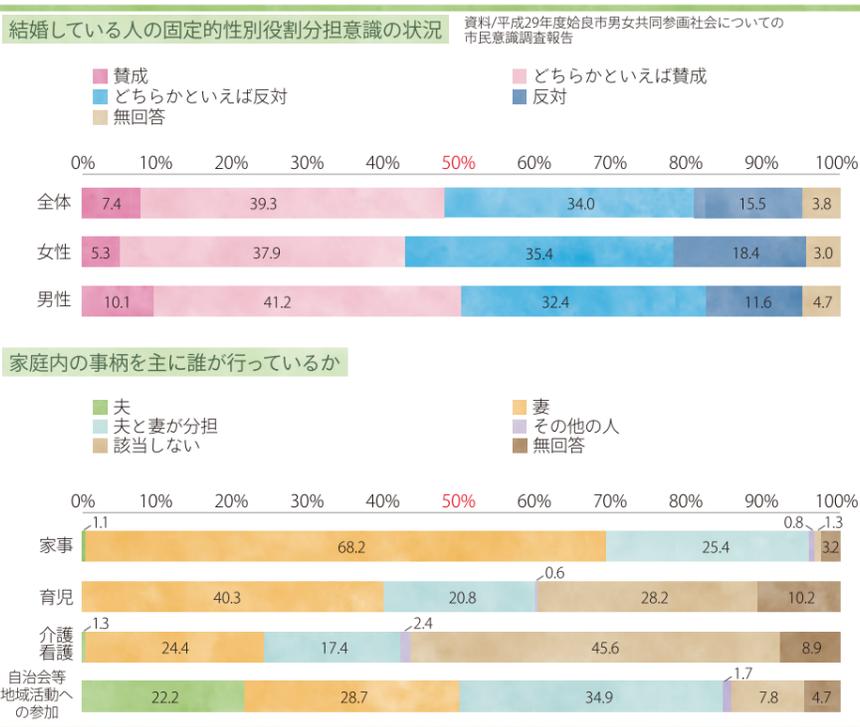
# 男女共同参画社会の現状と課題

平成29年に実施した「始良市男女共同参画についての市民意識調査(以下「意識調査」)によると、男女の地位について、「家庭」「学校」「職場」「地域社会」「法律や制度」「社会通念・慣習・しきたりなどで」の全ての分野で、「男性の方が優遇されている」という結果となっており、特に、「職場」「地域社会」「社会通念・慣習・しきたりなどで」の分野においては、40%を超える人が、そのように感じています。



## 固定的性別役割分担意識 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

意識調査によると、既婚者の「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、全体的には「反対」(反対+どちらかというのと反対)が「賛成」(賛成+どちらかというのと賛成)を上回っていますが、性別で見ると、男性は「賛成」の割合が高くなっており、固定的性別役割分担意識の状況には男女の差がみられます。



「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに、回答者の女性5.3%が「賛成」、18.4%が「反対」と答えたのに対して、男性の7.2%が「賛成」、11.6%が「反対」と回答している。

# 始良市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画の概要

## 就業分野における現状と課題

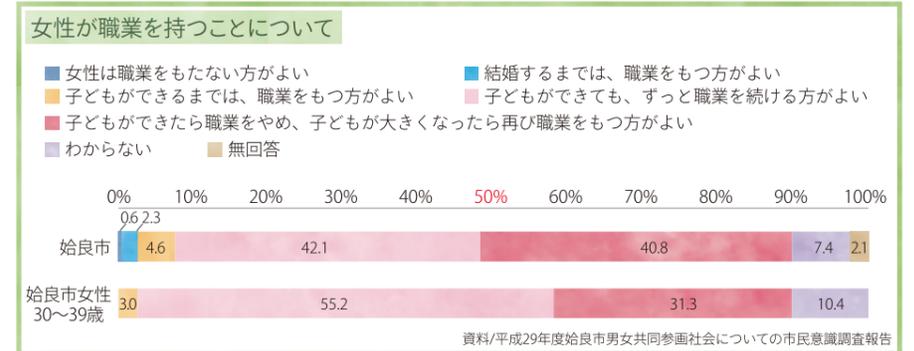
少子高齢化の進行・人口減少等社会経済情勢の変化により、労働力の確保・定着への対応が求められています。男性も女性も、子育てや介護等により就業中断や離職することなく、個人としての能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図りながら仕事を継続することができるように、職場環境の見直しや改善を進める必要があります。

働く人、一人一人の生活の充実、事業所の生産性の向上にも影響を及ぼすため、多様性に富んだ活力のある男女共同参画社会をめざす上で重要な課題です。

このような状況を背景に、女性が、男性とともに、その職業生活において個性と能力が十分に発揮できる活躍を推進するための「女性活躍推進法」が、平成27年8月に制定されました。

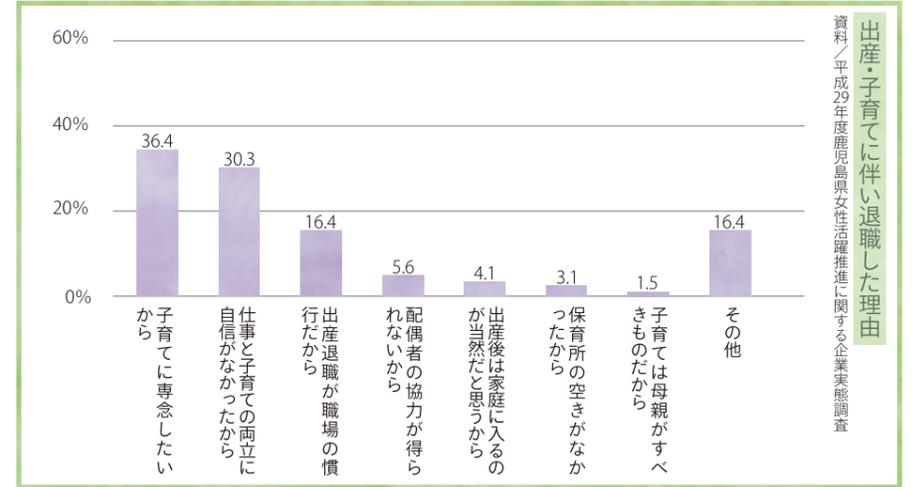
## M字カーブ ～女性の年齢階級別労働力率～

意識調査によると一般的に女性が職業を持つことについて、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答した人の割合は、全体の42.1%となっています。育児期に就業を一時中断する傾向にある30歳代の女性においては55.2%となっている一方、女性の年齢階級別労働力率は30歳～34歳の71.7% (平成27年)を底とする「M字カーブ」を描いています。



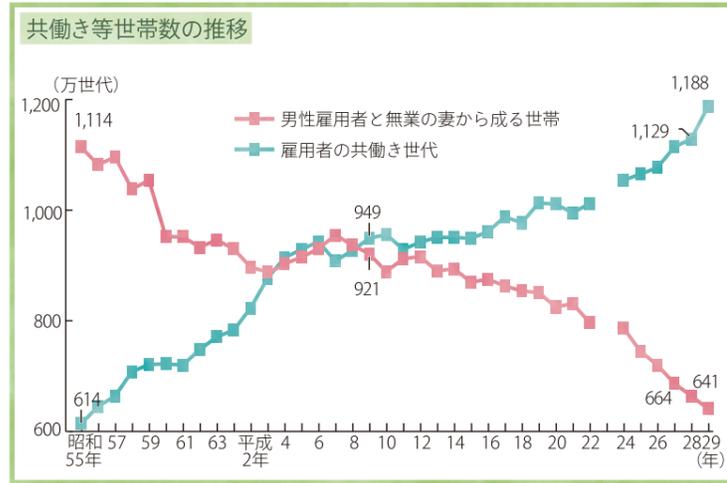
## 出産・子育てと仕事

鹿児島県女性活躍推進に関する企業実態調査(平成29年)によると、出産・子育てに伴い退職した理由として、「子育てに専念したいから」と回答した割合が最も高くなっていますが、「仕事と子育ての両立に自信がなかったから」、「出産退職が職場の慣行だから」など、やむを得ない理由で退職した人の割合の合計は、「子育てに専念したいから」と回答した割合を超えています。このことから仕事を続けたいという意思を持ちつつも、退職をせざるを得なかった人も多いことがうかがえます。

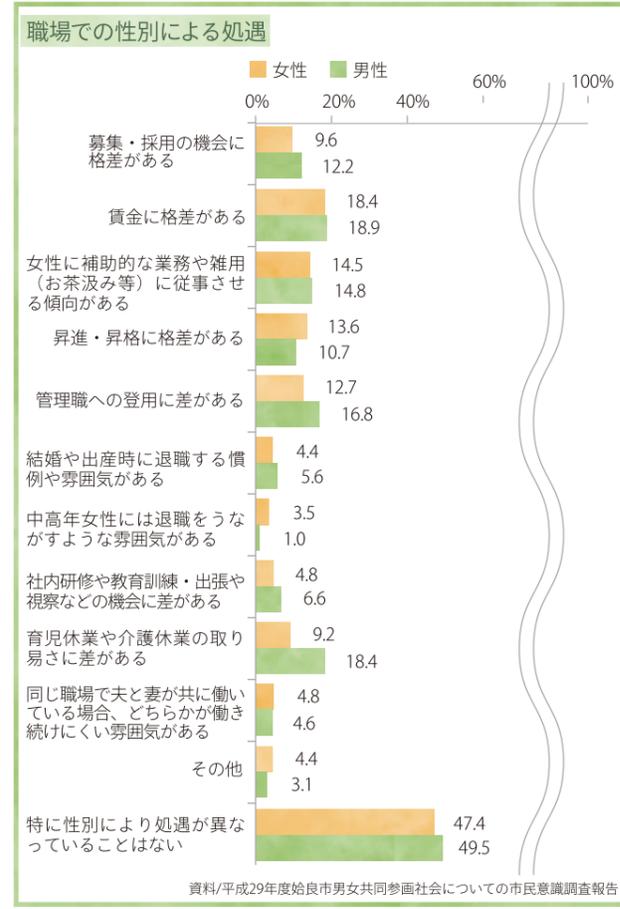


## 職場における性別による格差

意識調査によると、職場での性別による処遇の違いについて、女性は「昇進・昇格に格差がある」と感じている人が最も多く、男性は「育児休業や介護休業の取り易さに差がある」と感じている人が最も多い結果となっています。また「募集・採用の機会に格差がある」、「管理職への登用に差がある」など、職場で性別による処遇の差があり、個人のキャリア形成やワーク・ライフ・バランスの状況に影響を及ぼしていることがうかがえます。



※昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」。平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。  
※平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。



資料/平成29年度始良市男女共同参画社会についての市民意識調査報告

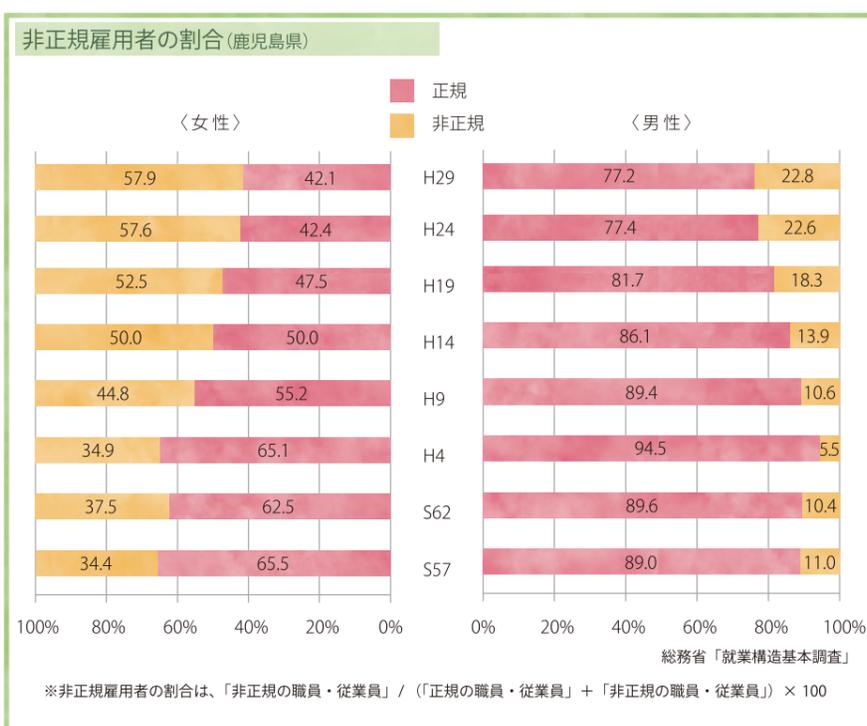
### ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

一人一人が、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

## 非正規雇用の状況

鹿児島県の女性の就業率は46.1% (平成27年国勢調査就業状態等基本集計/総務省統計局)で、働く女性が多い状況ですが、非正規雇用の割合も57.6% (平成29年/就業構造基本調査)と高くなっています。

また、人々の固定的性別役割分担意識と、それに基づく家庭・職場における制度や慣行の影響によって、多くの女性が就業の継続を希望しながらも、出産・育児期には就業を中断する傾向にあります。子育て期以降の再雇用では、有期雇用、派遣等、非正規雇用の割合が高くなっています。

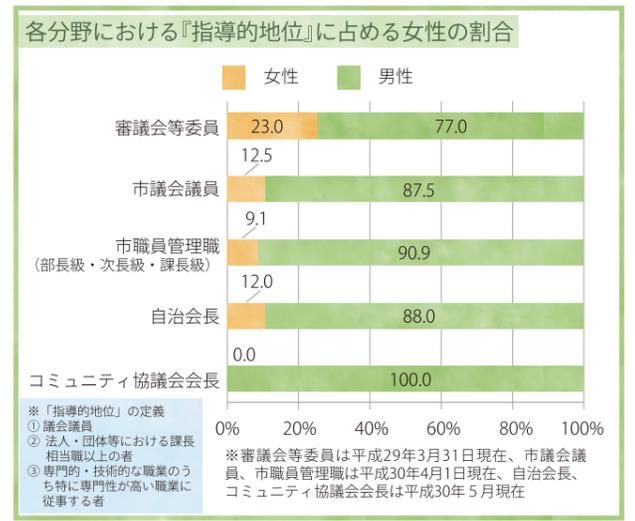


※非正規雇用の割合は、「非正規の職員・従業員」/(「正規の職員・従業員」+「非正規の職員・従業員」)×100

## 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

政策・方針の決定過程に男性、女性、それぞれの意思が公正に反映されることは、男女が、社会のあらゆる分野に対等な構成員として共同参画する基盤的課題です。特に、雇用の分野においては、女性活躍推進法に基づき、方針の決定に参画する「指導的地位」に占める女性を加速的に増やしていくことが求められています。

現在、始良市における政策・方針決定過程に参画する女性の割合は、審議会等委員23.0%、市議会議員12.5%、市職員管理職9.1%、自治会長12.0%となっています。あらゆる分野において、女性の参加による様々な活動が担われている現状に比べて、意思決定の場への参加(参画)は十分に進んでいない状況です。



※「指導的地位」の定義  
① 議会議員  
② 法人・団体等における課長相当職以上の者  
③ 専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者  
※審議会等委員は平成29年3月31日現在、市議会議員、市職員管理職は平成30年4月1日現在、自治会長、コミュニティ協議会会長は平成30年5月現在

## GGI (ジェンダー・ギャップ指数)

GGIはスイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータ(※)から構成された男女格差を測る指数で、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。

我が国は、144か国中114位(前回平成28年は144か国中111位)で依然として政治・経済分野の値が低くなっています。

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.878
2	ノルウェー	0.830
3	フィンランド	0.823
4	ルワンダ	0.822
5	スウェーデン	0.816
6	ニカラグア	0.814
7	スロベニア	0.805
8	アイルランド	0.794
...	...	...
114	日本	0.657

分野	順位	値
経済	114位	0.580
教育	74位	0.991
保健	1位	0.980
政治	123位	0.078

教育分野における項目	順位	値
識字率	1位	1.000
初等教育在学率	1位	1.000
中等教育在学率	1位	1.000
高等教育在学率	101位	0.926

世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2017」より作成。  
【※】各分野のデータ  
○経済分野：労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率  
○教育分野：識字率、初等・中等・高等教育の各在学率  
○保健分野：新生児の男女比率、健康寿命  
○政治分野：国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の行政府の長の在任年数

### 社会的・文化的につくられた性別「ジェンダー」

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。(国第4次男女共同参画基本計画)

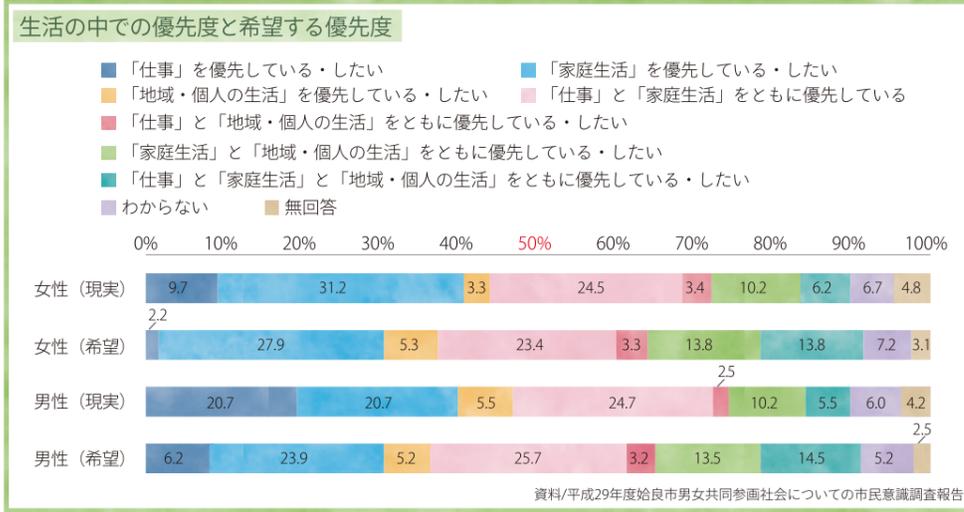
## 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

女性の職業生活における活躍の推進に向け、まずは企業トップや管理職等の意識改革や職場風土改革等が重要です。このことは、長時間勤務等を背景とした男性中心型の労働慣行や職場における固定的性別役割分担意識が、男女双方の働き方・暮らし方に様々な影響を及ぼしている状況の改善や、さらなる高齢化の進行を踏まえた介護離職者の防止の面からも要請されます。就業は、個人の生活の経済的基盤であると同時に、自己実現につながるものです。性別にかかわらず一人一人の生き方、働き方の多様な選択が尊重されるとともに、それぞれが家庭生活における役割を果たしつつ、職場においても貢献できる働き方改革・意識改革を、社会全体で広げていく必要があります。

## 「仕事と生活の調和」の現実と希望

意識調査において、「現実における生活の中での『仕事』『家庭生活』『地域・個人の生活』の優先度」について、女性は「家庭生活を優先している」人の割合が高くなっており、男性は「仕事を優先している」、「家庭生活を優先している」人の割合が高くなっています。それに対し「希望する優先度」では、男性も女性も「仕事を優先したい」割合が低くなっており、現実優先していることとの差がみられます。

共働き世帯の増加を背景に、男性にもニーズが高まっている仕事と家庭生活の両立に対応するため、また一人一人のワーク・ライフ・バランスについて、希望する選択を可能にするために、職場環境の見直しや整備が求められています。

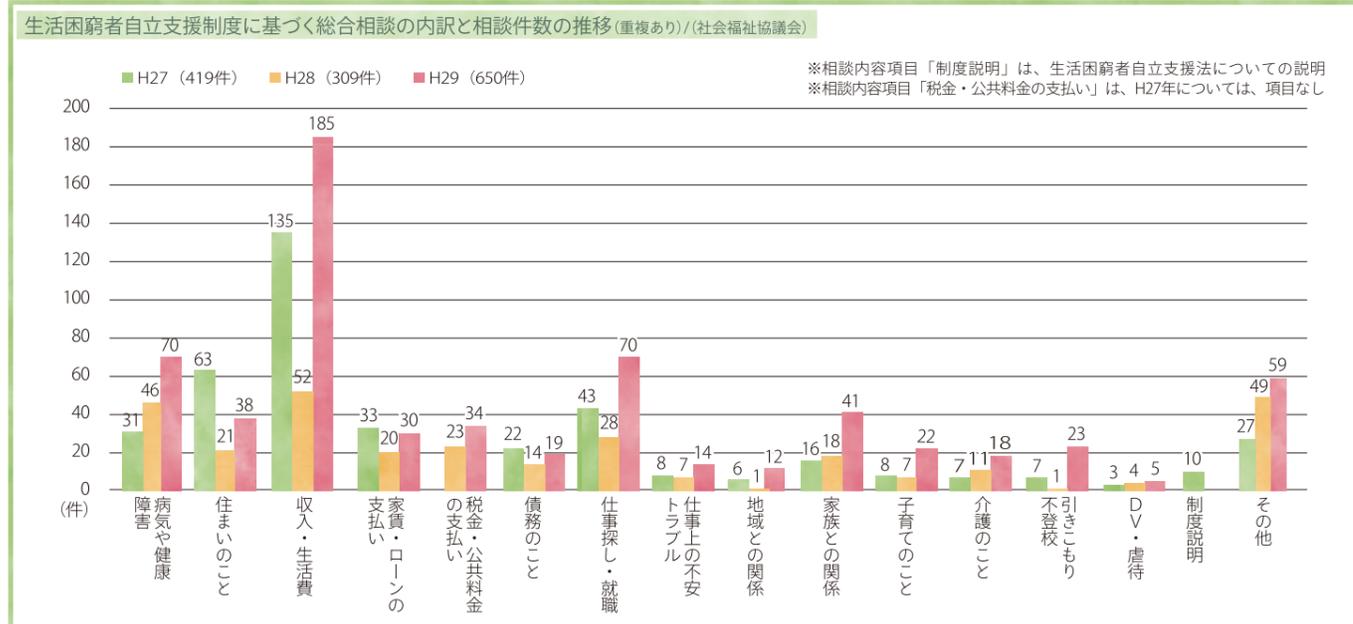


## 誰もが安心して暮らすことができる 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり

子育てや介護・看護の困難をかかえている人、不登校やひきこもり等の状況にある人、生活困窮状態にある人などは、時間や経済、気持ちにゆとりを持ちにくいことから、地域活動への参加や周囲の人々との関わりが少なくなり、孤立していく状況が心配されます。

このような生活上の困難や課題をかかえる人を支える様々なサービスの提供、支援を必要とする状況にある人ができるだけ早期に行政サービスを受けることができる体制の整備等が必要です。

また、多様化・複雑化する一人一人の生活上の困難に行政サービスのみで対応するには限界があるため、地域の人々の支え合いと地域コミュニティ・NPO等、多様な主体との連携・協働による地域づくりが求められています。このような状況を踏まえ、誰もが安心して暮らすことができるためには、一人一人により近い地域コミュニティにおいて、「一人一人の人権の尊重」を基盤とする男女共同参画を進める必要があります。



## 第2次始良市配偶者等からの暴力の防止及び 被害者支援計画の概要

計画期間/2019年度から2023年度までの5年間

### 配偶者等からの暴力(DV/ドメスティックバイオレンス)とは

#### 配偶者等からの暴力の形態

配偶者等からの暴力とは、配偶者、恋人、同棲相手、元配偶者、以前付き合っていた恋人など、親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力のことです。

配偶者等からの暴力には、殴ったり蹴ったりする等の「身体的な暴力」、心無い言動や無視することにより相手の心を傷つける等の「精神的な暴力」、嫌がっているのに性的行為を強要する等の「性的な暴力」、生活費を渡さない等の「経済的な暴力」など、様々な形態が存在します。

#### 配偶者等からの暴力の特徴

配偶者等からの暴力は、外部からの発見が困難なところで行われることが多いことや、「家庭内の問題」、「個人的な問題」という社会の誤った認識により潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化・継続化し、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

#### 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害

配偶者等からの暴力は、社会的、経済的、肉体的に優位に立つ者が、立場の弱者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な問題の範囲を超え、犯罪となる行為をも含む基本的人権を侵害する重大な社会問題です。

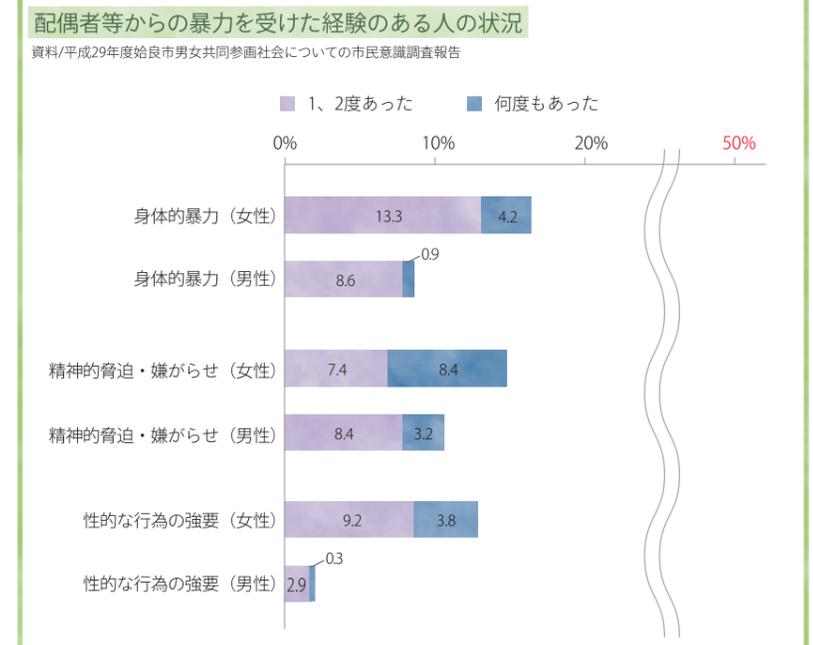
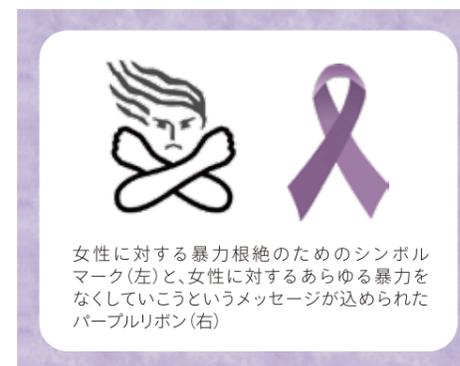
#### 根底にある男女の不平等な関係

暴力を生み出す背景には、男性が女性に暴力をふるうのは、ある程度仕方ないといった考え方等があり、その根底には、性別による固定的な役割分担意識、女性を対等なパートナーとしてみない女性差別の意識、男女の社会的地位や経済力の格差など、ジェンダーに由来する男女の不平等な関係があります。

**配偶者** 婚姻関係にある夫婦だけでなく、事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む

### 暴力は決して許されない

パートナー等からの暴力、セクシャル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等、あらゆる形態の暴力は、基本的人権を侵害する決して許されない行為です。



# 計画策定の趣旨

個人の尊厳を傷つけ、男女平等を妨げる配偶者等からの暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害する行為であり、克服すべき重要な課題です。

配偶者等からの暴力の被害者は多くの場合が女性であり、その背景には、性別による固定的な役割分担意識、社会的地位や経済力の格差など男女の不平等な関係により、過去から今日に至るまで、男女が置かれてきた社会的・構造的問題があるといわれています。

配偶者等からの暴力の根絶に向けては、国、県及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、一体となって取組を進めるとともに、市民一人一人が、暴力を許さない地域社会づくりに努めることが重要であることから、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護に関する取組を、総合的・体系的に推進するための計画として、「第2次始良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定します。

この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)」第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画として策定し、「第2次始良市男女共同参画基本計画」に基づく取組と一体的に推進します。

## めざすべき姿

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)を許さない  
誰もが安心して暮らすことができる地域社会の創造

## 施策の内容

重点目標 1	いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた取組	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進</li> <li>2 問題解決を暴力に頼らない教育・啓発の推進</li> <li>3 配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進</li> <li>4 デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進</li> </ol>
重点目標 2	安心して相談できる体制の確立に向けた取組	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談体制の整備と充実</li> <li>2 早期発見・未然防止のための仕組みづくり</li> <li>3 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化</li> <li>4 苦情等への適切な対応の推進</li> <li>5 支援者の安全確保</li> </ol>
重点目標 3	被害者の保護と自立に向けた支援に係る取組	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害者の保護と安全確保</li> <li>2 通報・通告制度による被害者の保護</li> <li>3 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用</li> <li>4 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援</li> <li>5 被害者の立場に立った生活再建に向けた取組</li> </ol>

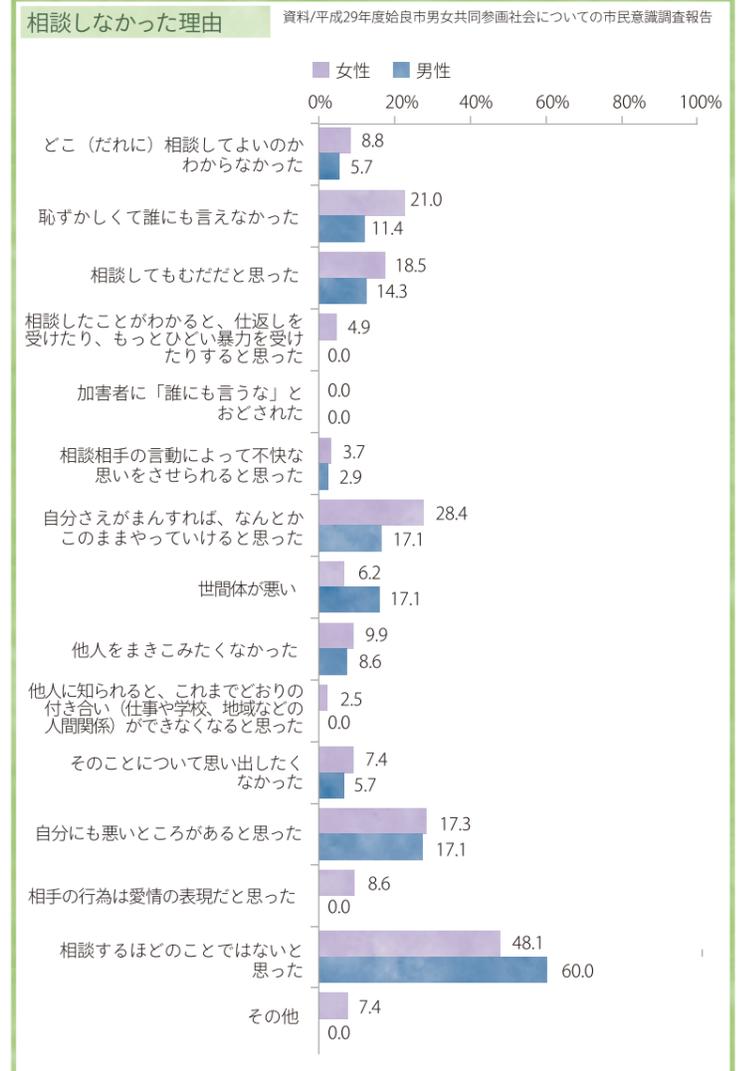
# 「暴力」という認識を

意識調査によると、「配偶者からの暴力を受けた経験」のある人の中の約50%が「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」と回答しています。その理由に「相談するほどのことではないと思った」、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思った」、「恥ずかしくてだれにも言えなかった」を挙げています。

被害者自身を含め、人々のパートナー等からの被害や圧力が「暴力」であるとの認識が低いことから、被害が潜在化しやすい傾向にあります。「男らしく」や「男なのに」というジェンダーに影響を受け、潜在化しやすい男性の被害、若年層が当事者となりやすい交際相手からの暴力(デートDV)、家族への暴力を面前にする子どもへの深刻な影響も懸念されます。

### 面前DV

子ども(18歳未満)の目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうこと。児童虐待防止等に関する法律(2000年成立)の2004年改正で、心理的虐待のひとつと認定した。警察から児童相談所への児童虐待通告数は年々増加、中でも面前DV被害は2016年の全通告数のうち約半分を占めた。直接的に暴力を受けなくても、DVを見聞かして育つ子どもは心身に傷を負い、成長後もフラッシュバックに苦しむなどPTSDを発症することが少なくない。



## 計画の推進体制

